劇団名での通帳の作り方　　**2016年5月23日現在**

**「ゆうちょ銀行」**での通帳の作り方を紹介します。

手ぶらで郵便局の窓口に行っても

「あぁ、団体名での通帳は作れないんですよ～・・・すいませんねぇ～」とあしらわれます。

それでも「団体名で通帳を作りたい！」という団体様のために。

「規約」と「会員名簿」持参すれば作れます！「規約」って言うと大げさな感じがするけど、銀行口座開設のための規約作りは簡単です（テンプレートを後述しますね）。

郵便局に出向き

「作成した規約を持参したので、総合口座の開設をお願いします。」というだけ。

もちろん、無料で出来ます。維持費等もかかりません。

「団体名の通帳が欲しい！」という方はお試しください。

＊＊＊＊＊＊＊＊開設までのフロー＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１、必要書類（①団体規約・②会員名簿）、③代表者身分証、④銀行印を準備し郵便局へ

２、「新規で任意団体で総合口座を開設したい」と窓口の人に伝える

３、三種類の用紙が渡されるので記入する

４、本人確認・口座開設手続き

５、通帳を貰い終了

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

～まとめ～

＊サークル、同窓会、クラブ活動などは任意団体という扱いになり、「人格なき社団等」として開設できます

＊任意団体として口座を開設する際に、特別に必要になるものは以下の４点

１団体規約

２会員名簿

３代表者の公的な身分証明書

４届け出印（銀行印）

＊開設は代表者が行う事

劇団○○○○○規約←劇団名

第一条　本会は○○○○○と称する。←劇団名記入＜英名の登録も可能＞

第二条　本事務所は、新潟県××市△△区○○□□□□番地に置く。←代表者の住所で構いません

第三条　本会は、会員相互で協力し合い、新潟県内・県外での舞台文化活動を目的とする。

第四条　本会の設立日を平成○○年○月○日とする。

第五条　本会は、前条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第六条　本会は、第三条に係わる関係者をもって会員とする。

第七条　この会に以下の役員を置く

　　　　代表　　○○○○　←名前

　　　　福代表　○○○○　←名前

第八条　代表は会を円滑に運営することに努める。福代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。

第九条　本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

付則　　本規約は、平成○○年○月○日より施行する。←郵便局に持っていく前々日くらいの日付

本規約の記載内容が事実と相違ないことを証明します。

平成○○年○月○日←郵便局に持っていく前日くらいの日付

　　　　　　新潟県××市△△区○○□□□□番地←代表者住所

劇団○○○○○方←劇団名

代表　新潟太郎＜印鑑＞←劇団代表者名＆ハンコは三文判で構いません

○○○○会員名簿←劇団名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 役職 | 住所 | 電話番号 |
|  |  | 代表 |  |  |
|  |  | 副代表 |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　＊ニ名分の記載で十分だと思います。

上記の記載内容が事実と相違ないことを証明します。

平成○○年○月○日←郵便局に持っていく前日くらいの日付

　　　　　　新潟県××市△△区○○□□□□番地←代表者住所

劇団○○○○○方←劇団名

代表　新潟太郎＜印鑑＞←劇団代表者名＆ハンコは三文判で構いません